

巡回事項徹底を図る。

(2) 一般民衆の救らい思想の喚起

地方在にもとづき講演会、(母の会、P. M. A.) 座談会、討論会等を開催するほか、府より巡回の広報車によりその地方のらひ予防知識向上を図る。

字夜部落会等の要益を喚起して、スライド等による認識向上を図る。

(3) 在宅患者家庭訪問の上、ハンフレットをおくり、自宅治療の指導となるべく療養所に入院勧奨につとめること。

(4) 聞き込み、又は投書により、未登録患者の発見に努め、容疑者に対しては検査の上、予防課任済係まで報告をされたい。

四 註

休養所において必要とする経費は、休養所にて負担する。

その他の費用は府において負担する。